

# ウズベキスタンご滞在のための手続き一覧

平成30年3月現在

※ 必ず在日本ウズベキスタン共和国大使館や外務省（在ウズベキスタン日本国大使館）等からの最新情報をご自身でご確認ください。

## ウズベキスタン訪問決定

### 出発準備

- 30日以内の滞在の場合、旅券の種類（一般・外交・公用旅券）、目的を問わず、査証（ビザ）は不要です。
- これを超える滞在を予定している方は、各国所在のウズベキスタン大使館等で査証を取得してください。詳細は、在京ウズベキスタン大使館にご確認願います。
- 3ヶ月以内の渡航の方は、様々な安全情報が配信される「たびレジ」への登録をお願いします。

### 税関検査

- 麻薬、公安秩序を乱す恐れのある出版物等のほか、通信機器（無線機等）、望遠鏡、工具類等の持ち込みを禁止される場合があります。また、アルコール、煙草等の嗜好品、食料等については持ち込み量に制限があります。
- 多量の同種製品等を持ち込む場合、税関検査員が商用目的と判断し、課税されることがあります。
- 税関申告が不要な入国者に対しても、税関検査はランダムに行われます。

### 滞在登録

- ウズベキスタン国内に72時間以上滞在する場合、滞在登録が必要となります。ホテルの場合、滞在登録はホテル側が行いますが、賃貸住宅等に住む場合には、貸主とともにオビールにて登録手続きが必要です。
- ホテルに宿泊する際は、チェックイン時に必ず滞在登録を行うよう依頼してください。また、チェックアウト時にホテル名や滞在日が記された証明書が渡されます。小さな紙片であることが多いですが、出国審査時に必要ですので、大切に保管してください。
- 現地民に自宅への宿泊を呼びかけられる場合などありますが、このようなケースでは滞在登録を得られないことがほとんどです。必ずホテル等の正規の宿泊施設に宿泊してください。

### 出国手続き

- 出国手続きは、航空機への搭乗チェックイン→税関審査→出国審査の順に行われます。
- 所持金が2,000米ドル未満である等、申告が不要な方は緑色のレーン（GREEN CHANNEL）を通過、申告が必要な方は赤色のレーン（RED CHANNEL）で申告をしてください。税関審査では所持金等が確認されますので、正確に申告してください。
- 出国審査時には、ホテル宿泊時の滞在登録証明書の確認等が行われます。

### 税関申告

- 入国時に所持している外貨が2,000米ドル未満、貴金属等高級品の価格が1,000米ドル未満の場合、申告は不要です。その際は緑色のレーン（GREEN CHANNEL）を通過ください。
  - 規定額を超える場合には、赤色のレーン（RED CHANNEL）にて申告が必要です。税関申告書2枚に同一の内容を正確に記入した物を税関担当者へ提出し、必ずそのうちの1枚の返却を受けてください（出国時に税関申告する際に必要です）。
- ※ 出国時の所持金が2,000米ドル未満となっている場合、申告は不要です。これを超える場合、出国時も申告が必要であり、その際に入国時に提出した申告書も必要となります。

### 在留届

- 現地に3ヶ月以上滞在される方は、緊急時の連絡が円滑にできるよう、到着後遅滞なく在ウズベキスタン日本国大使館に以下のいずれかの方法で「在留届」を提出してください。
- ① 在留届電子届出システム（ORRネット）での登録  
→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>
  - ② 大使館に在留届を持参、または大使館で作成
  - ③ 大使館にFAX（+998-71-120-8077）送信

### 身分証の携帯

- 外出中に警察官から身分証の提示が求められることがあり、この際に身分証が無ければ一時的に拘束される可能性もあります。
- 外出の際は旅券などの身分証明書を必ず携帯してください。

### 緊急時の連絡先

在ウズベキスタン日本国大使館  
住所：1-28, Sadyk Azimov St.,  
Tashkent, 100047, Uzbekistan  
電話：+998-71-162-8060（代表）  
夜間緊急携帯電話：  
+998-91-162-5009  
ホームページ：  
<http://www.uz.emb-japan.go.jp/>

ウズベキスタンから出発！